

市会議案第6号

預託法及び特定商取引法の改正と法執行の強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和3年3月23日提出

吹田市議会議員 山根 建人

同 玉井美樹子

同 益田 洋平

同 柿原 真生

同 塩見みゆき

同 竹村 博之

預託法及び特定商取引法の改正と法執行の強化を求める意見書（案）

近年、各種技術の進歩により、様々な製品やサービスが普及しているが、その内容を十分に理解できていない消費者、特に高齢者につけ込む巧妙な悪質商法による被害が増加している。

こうした状況を踏まえ、消費者庁は、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会を設置し、昨年8月に報告書を取りまとめた。その報告の中では、悪質商法に関し、販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値であるため、原則禁止とすべきであるとし、詐欺的な定期購入商法については、顧客の意に反した通信販売の申込みをさせようとする行為の規制を強化し、解約や解除を不当に妨害する行為を禁止するとともに、解約権等の民事ルールを創設する必要があるとしている。また、送り付け商法についても、何ら正常な事業活動とはみなされないものであるため、諸外国の法制度も参考に、制度的な措置を講じる必要があるとしている。

消費者につけ込む悪質商法に対しては、厳正に対処すべきであり、法執行の強化や実効性のある法整備が必要である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、消費者被害を根絶するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 今国会において、預託法を改正し、販売預託商法を原則禁止とすること。
- 2 詐欺的な定期購入商法を根絶するため、特定商取引法に関する指針を見直し、法執行の強化を図るとともに、今国会において、同法の改正を行うこと。
- 3 送り付け商法は、現行の法規制の内容を周知するとともに、今国会において、制度的な措置を講じること。
- 4 国や地方公共団体において、厳正かつ適切な法執行が行えるよう、執行体制や連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

吹田市議会